

「第2次広島市男女共同参画基本計画」の見直しについて

1 見直しの視点

第2次男女共同参画基本計画（以下、「第2次基本計画」）は、計画期間（平成23年度～平成32年度の10年間）の中間年である平成27年度に、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行い、必要に応じて計画を変更することとしている。

このため、以下の視点により見直しを行う。

(1) 第2次基本計画の推進状況等を踏まえた現状の課題への対応

第2次基本計画策定後5年間の推進状況や市民アンケート調査の結果を検証して、現状分析と課題の整理を行い、解決するための必要な取組について見直しを行う。

【現状の課題】

- ・未だ不十分な政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- ・根深く残る固定的性別役割分担意識の解消
- ・男性の家事参画の一層の促進と男性自身の意識改革
- ・仕事と家庭生活の両立に向けた企業の取組の促進 など

(2) 社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応

少子高齢化による労働力人口の減少など、社会情勢の急速な変化に対応し、持続可能な社会を構築するため、国において法改正等が行われているが、解決されていない新たな課題がある。これらを解決するための必要な取組について見直しを行う。

【社会情勢の変化を踏まえた対応】

- ・人口急減、超高齢社会の到来に伴う女性の活躍推進への対応
- ・非正規雇用問題など、働き方の二極化に伴う諸問題への対応
- ・ひとり親家庭など困難を抱えた女性への対応
- ・男女共同参画の視点による防災・復興対策
- ・女性に対する暴力をめぐる状況の多様化への対応 など

※ 国の法改正等の動向

- ・「第4次男女共同参画基本計画」の改定
- ・「日本再興戦略」における女性の活躍推進
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正
- ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の策定
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」の国会提出
- ・「少子化社会対策大綱」の閣議決定
- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いに関する厚生労働省通達 など

2 具体的な見直し内容（案）

(1) 計画において目指す社会

「第5次広島市基本計画」（第2次基本計画の上位計画）を踏まえた市政推進の基本コンセプトで示している、本市が目指すべき「まち」の姿を反映する。

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会 — 創造力と活力に満ちた広島の実現 —



男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮し、「活力とにぎわい」「ワーク・ライフ・バランス」「平和への思いの共有」を柱とする「世界に誇れる『まち』」の実現を目指す。

(2) 施策体系等

① 施策体系の見直し

「基本目標」－「基本施策」－「具体的施策」という施策体系を継続するとともに、施策の方向性をわかりやすくするため、基本目標を施策の内容に応じて3つの区分に分類し、順序を変更する（別紙参照）。

② 基本目標5 「地域における男女共同参画の推進」の見直し

地域における男女共同参画の推進の中の防災分野においては、東日本大震災以降、予防、応急、復旧・復興等のすべての局面において、女性が主体的な担い手として、意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進していくことの重要性が高まっている。

また、本市では、平成26年8月20日の豪雨災害が発生し、現在、この教訓を踏まえた防災・減災のまちづくりの推進、復旧・復興に向けた取組を行っており、基本目標5の中に、「男女共同参画の視点からの防災・復興体制の整備」を加える。

③ 基本目標6 「ワーク・ライフ・バランスの推進」の見直し

本市が目指す「ワーク・ライフ・バランスのまち」は、生涯を通じて、仕事と家庭生活、地域活動や趣味、ボランティア活動などを、個々人がその価値感に応じて、バランスよく組み合わせて生き生きと暮らせる「まち」である。

その取組は、雇用の促進、保健・医療及び福祉の充実、未来を担う子どもの育成、スポーツ・文化芸術の振興、安心安全に暮らせる生活環境の整備など幅広い分野に及ぶものであり、これらの取組は、男女がともにその能力を十分に発揮して、活躍できる男女共同参画の視点を持って推進することが重要である。

一方、基本目標6は、男女共同参画社会の実現に向けて必要となる「仕事と生活の調和」を図るための施策で、その内容は実質的に就労支援及び意識啓発であり、

本市が目指す「ワーク・ライフ・バランスのまち」の一部分である。

このため、基本目標 6 については、「ワーク・ライフ・バランスの推進」を「仕事と生活の調和」に置き換える。

④ 基本目標 10「平和の発信と国際理解・国際協力の推進」の見直し

基本目標 10 は、男女共同参画社会の実現が、本市の目指す国際平和文化都市に欠かせない要件であることから設けられた、本市独自の特色ある目標である。

現在、本市においては、市民等との連携を強化し、核保有国の為政者をはじめとした多くの人々に広島に来てもらい、被爆の実相に触れ、平和への思いを共有し、核兵器廃絶の実現に向けて努力してもらおう「迎える平和」を推進していることから、こうした取組の方向性を基本目標 10 に反映する。

(3) 重点的に取り組む施策

今後予測される超高齢社会の下で人口減少を打破するためには、次世代の育成が必要不可欠であり、若者、特に女性が仕事を持ちながら、結婚・妊娠・出産・育児との両立ができるまちにしていくことが必要である。

そのための取組として、女性が両立を実感できるように、地域や企業など社会全体が子育てを支えるシステムを早急に構築すべきであり、とりわけ企業による対応が重要である。

このため、「働く場における男女共同参画の推進」において、企業が結婚・妊娠・出産・育児により一度離職した女性の復職や、仕事と子育てのバランスの取れた環境づくりを推進するよう、実効性のある方策を検討し、重点的に取り組む。

なお、超高齢社会の到来に伴い、近い将来、介護による負担増や離職問題が生じることから、その対応についても検討する。

(4) 女性の活躍推進計画

現在、国会に提出されている「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」において、「市町村活躍推進計画」の策定が市町村の努力義務とされていることから、「働く場における男女共同参画の推進」の中に、女性の活躍推進に関する基本施策を設け、「市町村推進計画」として位置付ける。

今後、法案の成立や国の指針の策定状況を踏まえて、検討していく。

(5) 本市の計画等の改定に伴う指標及び数値目標の変更（次回の部会で検討）

第 2 次基本計画の具体的取組の基礎となっている本市の計画等の改定に伴い、指標や目標数値等を変更する。

【本市の計画等の改定】

広島市高齢者施策推進プラン、第 3 期広島市障害福祉計画、広島市子ども施策総合計画、広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21（第 2 次）」など